

第90回（平成31年2月22日）

○的井総務課長 定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、全委員が御出席です。

それでは、以後の委員会会議の進行につきましては、嶋田委員長にお願いいたします。

○嶋田委員長 おはようございます。

ただいまから、第90回個人情報保護委員会を開催いたします。

議題1、人材派遣健康保険組合及び全国健康保険協会の全項目評価書について、事務局から説明をお願いいたします。

○福西企画官 人材派遣健康保険組合及び全国健康保険協会の全項目評価書については、2月5日に開催されました第87回委員会において、関係者に出席いただき、概要説明を行ったところです。

今般、人材派遣健康保険組合から全国健康保険協会に解散となって承継されることになる、中間サーバ等内に保存されている特別個人情報ファイルに関して、評価書の記載について修正があり、人材派遣健康保険組合から、2月19日付派遣健発第30-159号において、全国健康保険協会から2月20日付け協発第190220-10号において、全項目評価書の再提出がありました。

本日は、再提出があった当該評価書について、事務局から内容を説明した上で、評価指針に定める審査の観点等に基づいた評価書への指針の適合性、妥当性について、事務局の精査結果の主な内容を説明いたしますので、審査をお願いいたします。

○事務局 では、再提出がありました評価書について修正内容を説明します。資料1-1「人材派遣健康保険組合 適用、給付及び徴収関係事務 全項目評価書」の18ページを御覧ください。「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」の「5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）」の提供先2、全国健康保険協会の③、⑤、⑥に、中間サーバ等内に保存されている人材派遣健康保険組合の特定個人情報ファイルを全国健康保険協会に承継することが追記されています。

そのほか、20ページのⅡの「6. 特定個人情報の保管・消去」の③消去方法、37ページの「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「7. 特定個人情報の保管・消去」のリスク2及びリスク3にも、同様の内容が追記されています。

次に、資料1-2「全国健康保険協会における健康保険の資格適用及び保険給付に関する事務 全項目評価書」の11ページをご覧ください。こちらの「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」の「3. 特定個人情報の入手・使用」の②及び③に中間サーバ等内に保存されている解散する健康保険組合の特定個人情報ファイルを全国健康保険協会が承継することが追記されています。

そのほか、15ページのⅡの「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」の委託事項4及び委託事項5の④提供方法にも同様の内容が追記されています。

評価書の修正内容の説明は以上となります。

続きまして、再提出がありました評価書について、精査結果の主な内容を説明いたします。

資料1-3をご覧ください。

人材派遣健康保険組合の全項目評価書の審査表の説明をいたします。

表紙をおめくりいただき、目次を御覧ください。こちらの「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、特定個人情報を扱う事務の流れやシステムを具体的に記載しているかどうか、また「健康保険基幹情報ファイル」では、入手・使用、保管・消去等、特定個人情報ファイルの取り扱いの場面やそのリスク対策について適切に記載しているかを審査し、いずれも「問題は認められない」または「該当なし」としています。

続きまして、次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査について、12ページを御覧ください。こちらの「主な考慮事項（細目）」の74番では、組合の解散に伴い、保有していた特定個人情報を適切に消去する方法及び消去したことを担保する方法等、消去に係るリスク対策について具体的に記載されているかなどの観点で審査し、「問題は認められない」としております。所見として、組合で保有していた特定個人情報については、委託先にて、システムのハードディスクについて専用のデータ削除ソフトウェアを用いて、データを復元できないよう電子的に完全に消去すること、電子記録媒体については物理的な破壊等によりデータを復元できないよう完全に消去すること、また、消去完了後、委託先に消去証明書を提出させること、消去証明書の写しを全国健康保険協会に提供すること等が具体的に記載されているとしています。

続きまして、13ページ上段の総評を御覧ください。これまでの主な考慮事項において、いずれの審査結果も「問題は認められない」または「該当なし」ということでしたので、総評として3点記載しています。（1）として、事務の内容や流れが具体的に記載されており、特段の問題は認められないとしています。（2）として、特定個人情報ファイルの取扱いのリスク及びリスク対策等が具体的に記載されており、特段の問題は認められないとしています。（3）として、組合の解散に際し、組合で保有していた特定個人情報を適切に消去する方法、消去したことを担保する方法等の消去に係るリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないとしています。

続きまして、下段の個人情報保護委員会による審査記載事項を御覧ください。案として、4点記載しています。1点目、リスク対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。2点目として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策については、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。3点目として、職員への教育・研修を実務に即して実施するとともに、自己点検、監査について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。4点目として、全国健康保険協会へ特定個人情報を提供する際は、全国健康保険協会と密に連携を図り、適切に行う必要がある。また、組合で保有していた特定個人情報の消去及び消去したことを担保する措置について、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行することが重要

であると記載しています。

続きまして、資料1－4を御覧ください。こちらで全国健康保険協会の審査表の説明をいたします。

こちらについても、目次を御覧ください。こちらも「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、特定個人情報を取り扱う事務の流れやシステムを具体的に記載しているか、また「健保特定個人情報ファイル」のところは、入手・使用等についてリスク対策を適切に記載されているかということを確認し、いずれも「問題は認められない」または「該当なし」としています。

続きまして、「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」について、12ページを御覧ください。こちらの「主な考慮事項（細目）」の74番において、解散する組合から入手する特定個人情報が記録された電子記録媒体について、入手後の保管及びシステム登録後のリスク対策を具体的に記載されているかなどの観点で審査し、問題は認められないとしています。所見として、解散する健康保険組合から入手した電子記録媒体について、媒体管理簿に記載しまして、施錠可能な保管庫に保管すること、システム登録が終わりましたら、粉碎破棄をすること、また、破棄したことについて記録を残すことなどが具体的に記載されているとしています。

続きまして、13ページ上段の総評に移ります。これまでの主な考慮事項において、いずれも審査結果は「問題は認められない」または該当なしということでしたので、総評として3点を記載しています。1点目、こちらでも事務の内容等を具体的に記載されており、特段の問題は認められないとしています。2点目として、こちらでもリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないとしています。3点目として、解散する健康保険組合から入手する特定個人情報が記録された電子記録媒体について、保管・消去に係るリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないとしています。

続きまして、下段の審査記載事項を御覧ください。こちらは案といたしまして4点記載しています。1点目として、リスク対策について評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること。特に解散する組合から特定個人情報を入手する際は、組合と密に連携を図り適切に行う必要があること。2点目として、インターネットへの流出を防止する対策について、評価書に記載のとおり確実に実行する必要があること。3点目として、職員への教育・研修を実務に即して実施するとともに、実効性のある自己点検・監査を実施することが重要であること。最後、4点目として、情報漏えい等に対するリスク対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行するとともに、不断の見直し・検討を行うことが重要であると記載させていただいています。

説明は以上となります。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見がございましたら頂きたいと思います。

よろしいでしょうか。事務局でかなり精査していただいております、特に問題はないと判断されていると思いますので、人材派遣健康保険組合及び全国健康保険協会の全項目評価書を承認することとしたいと思います。

事務局におかれては、本日の承認を踏まえて、評価実施機関が全項目評価書を適切に公表できるよう、引き続き必要な手続を進めていただきたいと思います。

○福西企画官 人材派遣健康保険組合及び全国健康保険協会に対し、承認された旨及び承認後に評価書に記載すべき委員会の審査結果等について通知することとします。

○嶋田委員長 よろしく願いいたします。

次に、議題2に移ります。独自利用事務の情報連携に係る届出の承認について、説明をお願いいたします。

○事務局 説明いたします。

番号法第9条第2項の条例で定める事務、いわゆる独自利用事務につきましては、法定事務に準じるものとして委員会規則で定める要件を満たす場合に、情報提供ネットワークシステムを介して他の機関と情報連携することが可能であるとされております。委員会では、これまで1,183団体、8,247件の届出を承認し、承認された届出について公表してまいりました。

この度、地方公共団体から届出のあった平成31年6月からの情報連携に係る届出書について、委員会規則で定める要件に合致するか審査いたしました。審査の結果、合わせて85団体から、新規の届出が145件、特定個人情報の追加等を行う変更の届出が39件、事業の廃止等を行う中止の届出が24件ございました。この結果、既に御承認いただいております8,247件に新規の145件が上乘せされ、更に中止の24件が差し引かれ、合計8,368件となりました。なお、変更届は既に承認いただいた届出に対する変更のため、届出の件数に影響はありません。当該届出について、情報連携を認め、総務大臣に通知することとしたいと考えております。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見がありましたら。

中村委員、よろしくお願ひします。

○中村委員 地方自治体の独自利用事務の情報連携の活用推進について、コメントをさせていただきます。

情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携は、2017年の運用開始から着実に届出件数も増えて、活用も推進されているという報告を受けたと思いますが、この制度はマイナンバーの中に組み込まれた大変重要な仕組みで、今後、さらに活用と制度の定着を図っていくことが大変重要だと思います。そのために何が必要かといいますと、広く周知すること、例えば、独自利用事務の情報提供によって、住民にとっては今まで必要だった添付書類が要らなくなるというように利便性が向上します。それだけではなく、地方自治体

の方にとっても業務の効率化や合理化といったメリットがあると思います。このような制度の効果を、広く住民や職員、さらには国民全体に周知していくことが大事で、また、その周知のための工夫も、自治体の声をよく聴きながら、自治体、そして、関係機関と協力しながら行っていくことが大事ではないかと思えます。

また、データの保護につきましては、情報提供ネットワークシステムの監視機能あるいはマイナンバーの監視監督を通じて、安全で安心して利用できるシステムであると広く社会に周知し続けることが大事であり、これはマイナンバー制度全体について言えることだと思います。

以上です。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

ほかに何か御意見はありますか。

この独自利用事務の活用推進、既に1,193団体に御活用いただいているということで、中村委員からの御提案もありましたけれども、マイナンバー導入のメリットが発揮されて国民に実感いただけるように、これからも地方公共団体と連携して取り組んでまいりたいと思えます。

それでは、地方公共団体から提出された提出書について承認して、総務大臣に通知することといたしたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、異議がないようですので、承認いたします。事務局におかれましては、所要の手続を進めてください。よろしく願いいたします。

それでは、議題3に移りたいと思えます。生産性向上特別措置法における新技術等実証計画の申請案件について、事務局から説明をよろしく願いいたします。

○事務局 それでは、議題3といたしまして、生産性向上特別措置法における新技術等実証計画の申請案件につきまして、資料3に基づき、説明申し上げます。

本件は、生産性向上特別措置法第11条第1項に基づく、いわゆる「規制のサンドボックス制度」として株式会社カウリス及び関西電力から申請があったものでございます。規制のサンドボックス制度は、事業者が新しい技術やビジネスモデルを実施するために提出する実証計画につきまして、適当と認められる場合には各主務大臣が認定する制度です。

今回の場合は、個人情報保護法と電気事業法の規定に違反しないことの確認を求められておりますので、当委員会は個人情報保護法の規定に適合するか否か、経済産業省は電気事業法の規定に適合するか否か及び実証の社会的意義につきまして確認することとなります。

具体的な手続につきましては、まずは当委員会が法令に違反するか否かの見解を取りまとめて、内閣府の革新的事業活動評価委員会に送付し、同委員会における議論を経て、最終的に認定の可否を判断することになってございます。

「2. 実証の内容」を御覧ください。なりすまし検知の技術を持つカウリスと、地域を網羅した電力設備情報を持つ関西電力が、両社の持つリソースを組み合わせることで、不

正な口座開設を防止し、金融インフラが犯罪や資金洗浄、テロ資金提供供与策に用いられないようにする取組の実効性を検証することが、今回の実証の概要でございます。

まず、①で、カウリス社は、セブン銀行が新規の非対面顧客から銀行口座の開設申請に際して行う、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく確認事務の一部を受託します。その際、②で、カウリス社は、セブン銀行から、顧客が口座開設申請に際して提出した申込者情報の一部を受け取り、関西電力に送信します。③で、関西電力は、自社が保有する電力設備情報のうち本実証に必要な情報とカウリス社から受信した情報を照合し、その結果をカウリス社に返信します。④で、カウリス社は、関西電力から受け取った照合結果を踏まえ、なりすましの可能性に関するリスク情報として、セブン銀行に提供します。

本件に関して申請者から確認を求められておりますのは、関西電力からカウリスへのデータの提供が、個人情報保護法第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に適合するののかという点でございます。

これにつきましては、「3. 主務大臣としての確認」で具体的な内容を記載しておりますが、犯収法第4条では、取引を行うに際し所定の確認義務を事業者に課しています。本件におきまして、関西電力からカウリスへの照合結果の返信は、セブン銀行から委託を受けたカウリス社が、同確認事務の一環を行うものですので、法第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当し、法に適合しているものと認められると整理しています。

なお、セブン銀行は、本件実証の実施について同社のウェブサイト上において告知を行い、顧客に対して情報提供を行うこととしています。

御審議いただきまして、御承認をいただけましたら、生産性向上特別措置法第11条第4項に基づきまして、「3. 主務大臣としての確認」の下線部分のとおり、「法第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当し、法に適合しているものと認められる」という内容を当委員会の見解として、内閣府の革新的事業活動評価委員会に送付させていただければと考えています。

なお、本日の会議の資料につきましては、認定公表後に委員会のホームページで公表する予定です。

説明は以上になります。よろしく御審議いただければ幸いです。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

宮井委員、お願いします。

○宮井委員 今回のこの実証は、説明にありましたように、なりすまし検知の技術を有するカウリスと地域の情報を有する関西電力が、両者のリソースを組み合わせることで、不正な口座開設を防止して金融インフラが犯罪などに用いられないようにする取組の有効性を実証するものということで、個人情報保護法に適合しているという判断につきましては、私もそれでよいと思います。

しかしながら、一方で、今回のケースにつきましては、個人情報保護という観点からし

ますと、個人データの第三者提供、移転を伴うものでありますので、いずれにしましても、この申込者本人がその後の自らのデータの取扱いをしっかりと認識できるように、適切に知らせることを事業者に徹底させることが重要ではないかと思えます。

以上でございます。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

本日説明のあった申請の内容は、今、宮井委員からも触れていただきましたけれども、不正口座開設の防止等の社会的意義が認められ実証になるのではないかと思います。先ほどの御指摘のとおり、個人データを提供した本人が十分に理解できるような配慮をしていただいた上で、今後、適切に法令を遵守して実証を進めていただきたいと思います。

それでは、今後、当委員会の見解を内閣府の革新的事業活動評価委員会に送付して、革新的事業活動評価委員会において特段当委員会の見解に修正を求められなかった場合には、認定・公表に係る手続を進めることとしてよろしいでしょうか。

それでは、そのように取り扱います。事務局におかれましては、所要の手続を進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○嶋田委員長 次に、議題4、立入検査の報告について、事務局から御報告をお願いいたします。

(内容については非公表)

次に、議題5に入ります。立入検査の実施について、事務局から説明をお願いいたします。

(内容については非公表)

それでは、御意見がないようですので、原案のとおり決定いたします。よろしく願いいたします。

本日の議題は以上です。

会議の資料につきましては、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そのように取り扱います。

本日の会議は、これで閉会といたします。

事務局から、今後の予定をよろしく願いいたします。

○的井総務課長 次回の委員会でございますが、3月4日、月曜日の10時30分から行う予定でございます。

本日の資料は、ただいまの決定どおりに取り扱います。

本日は、誠にありがとうございました。

○嶋田委員長 ありがとうございました。